平成２１年（フ）第４８４号
神奈川県相模原市相南３丁目38番２号　105号
破産者　黒澤　基彦
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２７号
長野県須坂市大字小河原3388番地177
破産者　矢坂　美三
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
静岡県伊東市川奈1226番地の41
破産者　鈴木　博子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
静岡県沼津市大手町２丁目７番19号　パティオモア403、前住所静岡県沼津市大手町２丁目７番17―404号　沼津大手町ハイツ
破産者　佐久間　誓
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
静岡県三島市谷田夏梅木2023番地の26
破産者　新井カツ子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
静岡県三島市錦が丘８番地の10
破産者　日吉　良臣
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
静岡県湖西市鷲津3620番地　メイプルハウスＢ―201
破産者　山下　國美
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
大阪府泉佐野市新安松１丁目４番13―107号、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目２番33号
破産者　加治　英寶
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４７号
大阪府泉南郡岬町深日2616番地の９
破産者　金子　章文
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―101号、前住所大阪府和泉市富秋町891番地
破産者　森本　博幸
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０６号
大阪府泉佐野市高松北２丁目４番３号
破産者　釜谷　　学
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町40番14―501号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園洲鳥町３番27―601号
破産者　八尾　健一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県小野市王子町59番地の８
破産者　上田　早苗
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県西脇市八坂町213番地の21　いずみ寮
破産者　吉﨑　照子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市湖山町東３丁目41番地、旧住所鳥取県鳥取市田園町２丁目254番地
破産者　永原　裕人
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４５２号
岡山県小田郡矢掛町小林172番地
破産者　武井　　優
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第４５４号
岡山県小田郡矢掛町小林173番地
破産者　武井　章博
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第５８１号
千葉県山武郡大網白里町駒込150番地１　ハイツイマイ206号、住民票上の住所愛媛県松山市白水台６丁目16番地10
破産者　松本眞木雄
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０号
愛媛県松山市石風呂町199番地
破産者　仙石　蓉子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所